北海道小規模企業振興条例（平成28年３月31日　北海道条例第16号）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第10条）
第２章　小規模企業の振興に関する基本的施策（第11条－第19条）
附則

道内の企業数の約９割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要不可欠な存在である。

しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化及び人口の減少が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念されるとともに、これまで想定することができなかった大規模自然災害の発生や感染症のまん延といった事象も生じている。さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などの課題もあり、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、デジタル化の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の広がりなど経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。

このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者（その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る。

第３条第２項及び第９条において同じ。）の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　小規模企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第５項に規定する小規模企業者であって、道内に事業所を有するものをいう。

⑵　小規模企業関係団体　商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に関係する団体をいう。

⑶　大学等　大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。

（基本理念）

第３条　小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。

２　小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。

３　小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者がその経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第11条第１号において同じ。）を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

４　小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　道は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模

企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。

３　道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めなければならない。

（小規模企業者の努力）

第５条　小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

２　小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と連携するよう努めるものとする。

（小規模企業関係団体の役割）

第６条　小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するよう小規模企業を積極的に支援するとともに、その支援に当たっては、他の小規模企業関係団体及び金融機関等と相互に連携するよう努めるものとする。

２　小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第７条　金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を継続的に行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

（大学等の役割）

第８条　大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。

（小規模企業者以外の事業者の役割）

第９条　小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な

協力を行うよう努めるものとする。

２　小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第10条　道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

第２章　小規模企業の振興に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第11条　道は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

⑴　小規模企業の経営体質の強化（経営資源、人材及び財務の状況を向上させることをいう。次条及び第16条において同じ。）を図ること。

⑵　小規模企業の事業の承継の円滑化を図ること。

⑶　小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出の促進を図ること。

（経営体質の強化）

第12条　道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑴　小規模企業関係団体による経営指導の促進

⑵　小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実

⑶　新商品及び新役務の開発、販路の拡大、生産性の向上並びに自然災害等に係る危機管理のための支援

⑷　小規模企業の事業活動を担う人材の育成

⑸　道外からの人材の誘致

（事業の承継の円滑化）

第13条　道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（創業等の促進）

第14条　道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた必要な知識を習得させるための機会の充実及び情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地域における支援体制の整備）

第15条　道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体、金融機関及び大学等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　道は、小規模企業を支援する体制の整備に当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

（円滑な資金の供給）

第16条　道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び小規模企業に係る創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（小規模企業振興方策）

第17条　道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策（以下この条において「小規模企業振興方策」という。）を策定するものとする。

２　道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

３　前項の規定は、小規模企業振興方策を変更した場合について準用する。

（財政上の措置）

第18条　道は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第19条　道は、小規模企業の振興に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。

附　則

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和４年３月31日　北海道条例第15号）

〔北海道小規模企業振興条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和４年４月１日から施行する。